

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 11 月 5 日(木)午前 8 時 29 分から午前 9 時 32 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(15 人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩

4. 欠席委員(1人) 16 番 栞澤 幸雄

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項(1)専決事項

10 月許可決定の 4 条 1 件、5 条 7 件については、長野県農業会議から 10 月 15 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2)農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 原照代
書記	役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<尾坂会長>

改めまして皆さんおはようございます。今日は早朝より、また、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございました。このところ朝夕の寒さは非常に寒いわけですが、日中は暖かいというかたちでございまして、温度差が非常にあります。非常に、風邪等はやってきましたので、十分に体には気をつけていただきたいなと思っております。また、10月には農地パトロールということで皆さん方それぞれの立場でもって大変ご苦労様でございました。そして10月21日の日には大豆の収穫がございました。大勢の皆さん方に出ていただきましてスムーズに作業が進みありがとうございました。きれいな大豆であり今年は豊作であったなと思っております。若干生乾きだということでございましたので、JAのハウスを借りながら乾燥させたという状況でございまして、それに続きまして11月1日に4人でございましたけれど、袋に入れる作業を始めたところでございますが、ちょうどそこに松澤機械の松澤さんがおりまして、とうみと発電機がありましたので、お借りして一応大きなゴズはとったというかたちでもって、今年度は手良へいくのはとりやめてもいいんじゃないかというかたちで一応やりましたので、あと、洗うことによって軽くとんでいくんじゃないかというかたちでもって、手良へいくのは中止というかたちにしましたので、よろしく願います。あとは味噌づくりということでございます。これからでございますが、ここに書いてございますが、今日の午後、長野県農業委員大会が上田でございまして、できるだけ多くの皆さん方にはよろしく願いたいと思います。帰ってきてご苦労会というかたちでもって、パークホテルでやりますが、できるだけ皆さん方の出席をお願いしたいなと思っております。14日には県の国会議員との農政懇談会がございまして、ここは上下伊那の農業委員会と国会議員宮下、吉田、両先生と飯島町で行います。私行ってまいりますのでまた報告いたします。18日には上伊那農業委員会協議会におきまして、先進地の視察というかたちでもって佐久方面の方へ行ってきましたが、私と代理が二人で出席予定でございまして、そして、11月28日には、農業委員会の最大のイベントでございまして、味噌づくりがございまして、非常にいい豆ができましたので、いい味噌ができるんじゃないかと思っております。それぞれの立場でもっていろいろご協力をお願いするところでございまして、今日は短時間でございましてしっかりと審議いただきながら進めていきたいと思っておりますので、皆様

のご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは3番の議事録の署名委員の指名でございますが、9番の根橋英男さん、10番の根橋鉄雄さん、よろしくお願いいたします。

それでは4番の議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

<原事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字赤羽…にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字大原…番、地目は田、面積1211㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は85aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀委員と野澤委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

はい、それでは現地立ち会いました有賀委員さん、野澤委員さん、では野澤委員さん。

<8番野澤委員>

譲渡人の持っていたもので長年持っていたものでありますので、問題ありません。また譲受人につきましても、すべての条件を満たしていますので、この移動は問題ないと思います。

<尾坂会長>

はい、この場所はもう箕輪との境ということなんですね。

<8番野澤委員>

箕輪とのちょうど境です。道路の、できている道路の際です。春日街道の。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。この件にご意見ございませんか。「なし」の声)はい、ないようでございますので、この件につきまして許可することといたします。2番につきまして事務局より説明をお願いいたします。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

神奈川県川崎市麻生区王禅寺東…にお住まいの A さん所有の、
大字小野字駒沢…番、地目は田、面積 3509 m²、地籍調査結果反映後はふた筆に分かれ、それぞれ 1840 m²と 1638 m²
大字小野字沢畑…番、地目は畑、面積 132 m²、地籍調査結果反映後は 197 m²
大字小野字小西…番、地目は畑、面積 218 m²、地籍調査結果反映後は 325 m²
大字小野字小西…番、地目は田、面積 148 m²

以上 4 筆を、神奈川県大和市中央林間…の農業生産法人 B が取得するものです。この件について、譲受人は神奈川県の農業生産法人で、今回の農地の取得とともに空き家も購入し、代表取締役の C さんのほか法人の会員が通作または住込みで耕作を行う予定です。今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、小澤委員と宇治委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

どうもありがとうございました。それでは現地を立ち会いました小澤委員さんですか、お願いいたします。

<15番小澤委員>

15番小澤が報告いたします。19日ですか、Cさんと宇治さんとで立会いをしまして、(場所の説明)境とかいろいろについては特に問題はありませんのでご審議のほうお願いします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。これにつきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。ちょっと質問する方大きい声でお願いします。何か質問等ございましたら。こういう形で遊休とはいいいませんけれどもこういうかたちでもって利用していただければいかなと思っております。はい、この件について意義ありませんか。(「なし」の声)はい、意義ございませんのでこの件につきまして許可することといたします。

次に第4条に移ります。第4条、事務局より説明お願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<原事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富…番地にお住まいのAさんが、自身の所有農地であります、大字伊那富字青木原…番地、地目は田、面積621㎡のうち248㎡に、貸し住宅を新築するための申請でございます。申請者は、後ほど5条のほうでもご説明しますが、申請地のうち半分を息子に使用貸借し息子家族の住宅を、また半分を貸し住宅をとって貸し出し生活の糧としたいという計画です。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内の用途地域内ですので農地法第4条第2項第1号ロ(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、上島委員、竹淵委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは立ち会いました上島委員さんお願いします。

<4番上島委員>

はい、4番上島が報告いたします。9月14日に申請依頼がありまして、内容はただいま事務局のほうで報告していただいたとおりでありまして、15日に宮原委員と竹淵委員と私と三人で現地を確認しましたが、境界杭ははっきりしており、道路の幅も三メートルありまして、町の上下水道の設備もあり、周りには農地もありますが、特に影響がないと判断しましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。(場所の説明)

<8番野澤委員>

道路はある、これ。

<4番上島委員>

道路はね、この、私道でね、この宅地のところまでは開いております。それが三メートル。上から。私有地ということであいてあります。野澤さんの息子が建てるということであけてありますね。

<尾坂会長>

はい、そういうわけに入る道はあるということのようでございます。そのほかにご質問等ございましたら。一部は貸し住宅、一部は息子さんに、息子さんのほうは第5条になるわけですが。

<8番野澤委員>

自分の土地ならいいのか、道路ついてなんでも。自分の土地だってだめずら、道路ついてなけりゃ。

<原事務局次長>

道路つけます。計画があります。

<8番野澤委員>

つけてるんだよな、はい。

<尾坂会長>

いろいろとあるかと思えますんで、また研究しておいてください。この件についていいですか。「はい」の声)はい、では4条1番につきまして許可することにいたします。はい、ありがとうございました。それでは5条について、5条に入りたいと思います。お願いします。事務局より説明をお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6 番朗読】

<原事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

箕輪町大字中箕輪…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字北原…番、地目は畑、面積378㎡を、同居の親族でありますBさんが使用貸借し、太陽

光発電施設を新設するための申請でございます。申請人は町外に住んでおり、実家は空き家でその実家裏の申請地も耕作困難なことから、太陽光発電施設を設置し土地の有効利用をしたい計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広りのない農地の区域内であり農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては上島委員、宮原委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは、上島委員さん、現地の立会いの話をお願いいたします。

<4番上島委員>

はい、9月30日に申請依頼がありまして、内容は先ほどのおりでございまして、10月1日に同じく宮原委員と竹淵委員と私三人で現地を確認しましたが、境界杭は国土調査済みで明確であり、周りに畑等農地がありますが、設置形状的にそんなに高さが低いということを聞きまして、問題ないと判断しましたので、審議のほどよろしく願いいたします。(場所の説明)場所的に好ましい場所と思わなかったんですが、主がもう住んでいないということで、土地をあかしといってしまうのがないってことで、先ほど説明がありましたように箕輪にいる妹さん夫婦がここを今度太陽光を設置して、管理していくということのようです。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして、ご意見ご質問等。ちょっとお聞きしますが、これだけの量になると届出があるわけですが、太陽光発電は、町のほうでは。

<千田事務局書記>

はい、10キロワット以上なので、生活環境係のほうにガイドラインがありまして届出は生活環境と建設水道、産業振興と教育委員会等回って、申請が回っております。

<尾坂会長>

何かご意見ご質問等、高さ的にはあまり高くないというような話でございます。この件について意義ありますか。(「なし」の声)いいですか、はい、そういうことで、異議なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。続きまして次の2番3番個一緒にちょっとお願いしたいと思います。

<原事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

横浜市戸塚区柏尾町…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字上原…番、地目は畑、面積146㎡と、大字伊那富字上原…番、地目は畑、面積316㎡を、大字伊那富…にお住まいのBさんが取得し住宅を新築する計画でございます。譲受人は現在アパートに暮らしておりますが、家族も増えて手狭となったため、実家近くの申請地に自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地は第1種住居地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

5条3番が、同じ所有者で隣接の土地ですので合わせてご説明させていただきます。

3番、所有権の移転でございます。

2番と同じAさん所有の、大字伊那富字上原…番、地目は畑、面積17㎡と、大字伊那富字上原…番、地目は畑、面積23㎡を、大字伊那富…にお住まいのCさんが取得し住宅敷地の拡張をするための申請でございます。申請地はすでに譲受人の敷地の一部として使用されており、このたび所有者が先ほどの2番の土地を売却するに当たり、こちらの土地の所有権も移転することとなりました。申請地は先ほどと同じく第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。これらの2件につきましては宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、この件につきまして宮原委員ですか、お願いします。

<14番宮原委員>

14番宮原が報告をいたします。9月12日に竹淵、上島、私、3名で立会いをいたしました。(場所の説明)道路が4メートルか、道路がありまして、上下水道は埋設されていると、そういうことであります。また、申請の2の方の真ん中に馬入れが入っているということでこれを取得する場合と住宅にする場合にはちょっと不便が残ると思いますが、それで3番の件ですがCさんのお宅が中央にあってそのすぐ裏ですが、ずっと前から借用して使っているということで、ただいま説明のあったように、一緒にけりをつけるということで購入するということになっております。住宅としても問題ないと思いますが、境界杭もしっかり入っておるということで、これ現在は廃車なんかを置いて雑草地になっているところでありました。以上です。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がございました。この件につきまして、ご意見ご質問等。ちょっとお聞きしますけれど下に出ているところが道路ということになるんですか。三角、2箇所、Cさんの右側にあるちょこっとと左側の土地の一番下の三角、この部分を道路として40㎡、通路として残す。

<4番上島委員>

野菜を作ってた、畑になってたね、このところは。

<14番宮原委員>

そうだな。畑、うん。人の通ったような跡はあるわね、いってみりゃ、よく見りゃ道路っぽいけれどももうわからねえで、いまとなりゃ、人が通らんもんで。

<尾坂会長>

売買に伴ってそこに住んでるCさんが一部買いたいと、そういうことですね。何かご意見ご質問等この件につきまして、2番3番でございまして異議ございませぬか。(「なし」の声)はい、それではこの件につきまして許可することといたします。それではNo.4、4番目お願いいたします。

<原事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございまして。

先ほどの4条1番のAさんが所有いたします、大字伊那富字青木原…番地、地目は田、面積621㎡のうち373㎡を、塩尻市広丘野村…にお住まいのBさんが使用貸借し、住宅を新築するための申請でございまして。申請者は町外のアパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、実家近くの父親所有の申請地の約半分を使用貸借し、自己の住宅を新築したい計画でございまして。申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地にあたり原則許可で問題ないと判断いたします。農業委員の意見は先ほどの4条1番と同じですので省略させていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、先程4条の1番でもって説明した場所でございます。そこを今度息子さんが借りて新築するという状況でございます。何かこれに対しましてのご意見ご質問等ござい

ましたらお願いいたします。先程の一部は自分で建てると、一部を息子さんに貸して使用貸借ということでございます。異議ございませんか。(「なし」の声)はい、ございませんのでこの件につきまして許可することにいたします。次お願いいたします、5番目。

<原事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字伊那富字家東…番、地目は畑、面積 577 m²を、大字平出…にお住まいの B さんが取得し住宅を新築する計画でございます。申請人は現在町内のアパートに暮らしておりますが、子供も成長し手狭となったため申請地を取得し自己の住宅を新築したい計画でございます。申請地はJR飯田線羽場駅からおおむね300メートル以内にある農地ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。また、一般住宅の転用面積基準である 500 m²を超えておりますが、のり面約 30 m²は住宅用地としては使用できず、また残地の有効利用も望めないことからやむをえないと思われま。この件につきましては、尾坂会長、有賀委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、ちょっと私のほうから説明いたします。10月17日に有賀委員と現地を確認いたしました。(場所の説明)境界はしっかり杭がありました。その手前にある南側にあります道路も3メートル以上でございます。上下水道も全部通っております。雨水処理につきましては地下浸透ということでございまして、また隣接地につきましても了解を終えているということでございますので、この件についてはやむをえないかなというところでございます。よろしく審議お願いいたします。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。地元としてはこの辺を宅地化したいという場所でございますのでやむをえんかなと思います。この件につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願いします。(「なし」の声)異議ございませんか、はい、異議ないということでございますので、この件につきまして許可することにいたします、どうもありがとうございました。次の6番お願いいたします。

<原事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。

大字赤羽…番地にお住まいの A さんが所有いたします、大字赤羽…番、地目は田、面積 476 m²を、大字赤羽…にお住まいの B さん、C さんが共有名義で取得し住宅を新築する計画でございます。申請人は現在申請地隣接に暮らしておりますが、子供

が結婚して現在申請人の住んでいる家に入るため、申請人の兄所有の申請地を贈与により譲り受け、自分たちの住宅を新築したい計画でございます。申請地はいずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地の区域内であり、農地法第5条第2項第2号の消極的2種農地にあたりますが、位置的代替性がないことから許可はやむをえないと判断いたします。この件につきましては、下田委員、栗澤委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、現地を見ました下田委員さんから説明をお願いいたします。

<7番下田委員>

7番下田です。(場所の説明)この場所はこの間申請がありまして、10月15日に栗澤さんと現地を見ました。境界もしっかりしておりますし、下水道もきちんとしておりますので、別に問題はないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、どうもありがとうございました。これにつきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。隣接の土地ということでございます。ご意見ご質問等ございませんか。「なし」の声)はい、異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することといたします。次に議案第2号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について、事務局より説明をお願いいたします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<原事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計2件、4筆、面積は8010㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<尾坂会長>

はい、という、利用権の設定でございますので、このように決定したいと思いますので、何か質問等ございましたらご意見、ないようですのでこのように決定したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして報告事項に入りたいと思います。(1)専決事項についてよろしく申し上げます。

報告事項

<原事務局次長>

それでは報告事項、専決事項ということでお願いします、10月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から10月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

何かご質問等ございましたら。以上でございます。それでは5番のその他について。

その他

○平成27年度農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について

来月農業委員会総会までに候補を検討

○その他

今後の研修会等日程

本日、長野県農業委員大会 上田市セントミュージアムホール 午後1時～

11/14(土)県選出国會議員との地区別懇談会(会長出席)

11/14(土)JA上伊那祭り(職務代理出席)

11/16(日)上伊那農業委員会協議会農業先進地調査(会長・職務代理出席)

農委法改正について

原事務局次長から説明

味噌づくり

日程について・準備品について バスの中で話し合い

○次回委員会開催日 12月4日(金)午後1時30分～役場1階第2会議室

(閉会)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印